緊急事態宣言発令に伴う技能検定試験について

令和３年１月 14 日から栃木県に緊急事態宣言が発令されておりますが、後期技能検定試験（定期試験）及び外国人技能実習生を対象とした技能検定試験（随時試験）は、当初の予定どおり実施いたします。

実施に当たっては、厚生労働省作成のガイドラインに基づき、徹底した感染防止対策を講じた上で行いますので、受検者の皆様もマスク着用や手指消毒、検温などの感染症対策に御協力くださるようよろしくお願いします。

なお、今後の感染拡大の影響で試験会場が使用できないなど、試験運営に支障が生じた場合は、該当職種の試験を中止又は延期とさせていただくことがあります。また、学科・実技試験のいずれかのみ中止となる場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の影響で試験を中止した場合、受検手数料は返金いたします。なお、自己都合により受検を取り止めた場合は返金できませんのでご了承願います。
試験の中止・延期が発生した場合については、協会より該当者へ連絡いたします。